

「グローバルな税の透明性」と信託

***** 増井良啓

- I はじめに
- II 議論の状況
- III 今後の展望

I はじめに

1 2016年のできごと

「グローバルな税の透明性¹⁾」の確保に向けて、国際的な動きがさらに加速している。2016年を回顧するある記事は、次のできごとが生じた旨を報じた²⁾。

・相次ぐリークについて。国際調査報道ジャーナリスト連合 (ICIJ, International Consortium of Investigative Journalists) による4月のパナマ文書のリークを受けて、英独仏伊西の5ヶ国財務大臣はG20財務大臣に対して実質的支配者情報の自動的交換のための国際基準策定を要請する書簡を出した。

・実質的支配者³⁾について。英国では、メイ首相が、法人の実質的支配者につき公開台帳 (public registry) を設ける方針をキャメロン前内閣から引き継いで、crown dependencies and overseas territories の尻をたたく意向を11月の会合で表明した。12月20日には、欧州理事会がマネロン指令の修正案を公表し、正当な利害関係 (legitimate interest) を有

1) 参照、2016年4月14日G20財務大臣会合に対するOECD事務総長の報告「グローバルな税の透明性を促進するために具体的な行動を起こす必要がある」<http://www.oecd.org/tokyo/newsroom/concrete-actions-needed-to-advance-global-tax-transparency-oecd-says-japanese-version.htm>.

2) 以下はWilliam Hoke, *The Year in Review: Demands for Greater Tax Transparency Escalate in 2016*, TAX NOTES INTERNATIONAL, Jan. 2, 2017, p. 27による。さらに参照、吉村政穂「国際的脱税・租税回避への対抗—パナマ文書の影響」ジュリ1496号(2016)19頁。

3) この用語の意義についてはII2で後述する。

する者に対して信託台帳へのアクセスを2020年までに認める方針を明らかにした。

・マルチ税務共助条約の枠組に基づく金融口座情報の共通報告基準(CRS, Common Reporting Standard)⁴⁾について。5月に44ヶ国の課税当局が、CRSによる金融口座情報の自動的交換に合意した。これに対し、FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act, 外国口座税務コンプライアンス法)を擁する米国は、CRSに不参加のままである。

・多国籍企業の透明性⁵⁾について。BEPSプロジェクトの一環として、多国籍企業が利益をどの国で計上しているかを課税当局に報告する措置が合意された。5月には、BEPS行動13の国別報告書(CbCR, Country-by-Country Reports)につき、自動的情報交換の合意がなされた。フランスのように国別報告書の一般公開にふみきる国もあらわれたが、12月にはフランス憲法院が一般公開につき違憲判断を下した。なお、BEPS行動5は不透明な行政過程による企業活動の誘致を標的とし、各国課税当局の発するタックス・ルーリングを課税当局間で情報交換することとした。

2016年の1年間だけで、少なくともこれだけのできごとが生じている。上に列挙した情報を一見しただけでは、読者には、「数々の事件が雑然と羅列されている」という印象が残るだけかもしれない。しかし、それぞれのことがらには脈絡があり、相互関係があるはずである。政治経済的な背景の本格的な探求は筆者の能力を超えるにしても、目前の刺激的な動きが「なぜそうなっているのか」を知りたいという欲求に駆られる。

2 本稿の課題

そこで本稿では、若干の文献を手がかりに議論の状況を整理して、「グローバルな税の透明性」に関するいくつかの流れを読み取ってみたい(II)。検討の過程で、信託の扱いがひとつの論点になっている事実が明らかになる。

4) CRSの背景と骨子につき簡単には、増井良啓「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換—CRSが意味するもの」論究ジュリ14号(2015)218頁。

5) 国別報告書を含む移転価格文書化については、藤枝純・角田伸広『移転価格税制の実務詳解—BEPS対応から判決・裁決事例まで』(中央経済社・2016)30頁。

これを踏まえ、今後の展望を示唆する学説に言及する(Ⅲ)。

「グローバルな税の透明性」は、意見が先鋭に対立し、政治問題化しやすい領域である。本稿で引用する諸文献も、一般公開に至る透明性の強化を指向するものから、個人情報や営業秘密の保護などの観点から透明性の確保に制限を設けるべきであるとするものまで、意見のばらつきが大きい。本稿では、党派的な議論からやや距離を置いて、何が起こっているかを客観的に理解することにつとめたい。いささかふりかぶった表現を使えば、社会科学の眼からアプローチする、ということである。

本稿の素材は、富裕な個人(HNWI, high net worth individuals)の個人所得税や相続税・遺産税・贈与税の執行に主に関係する⁶⁾。多国籍企業の透明性については、法人所得税との関係で重要な論点であるが、本稿では論じない。参照した法令等の基準時、および、ウェブサイトの最終アクセス日は、いずれも2017年1月31日である。

II 議論の状況

1 個別的情報交換から自動的情報交換へ

「グローバルな税の透明性」への動きは、これまで、いくつかの段階を経てきた。ごく概括的にいうと、《個別的情報交換の強化→度重なるリークによる政治問題化→自動的情報交換へ》という流れに要約することができよう。

まず、2000年から2008年にかけて、個別の要請に基づく情報交換(EOIR, Exchange of Information on Request)につき「国際的に合意された租税基準」が形成された⁷⁾。新基準は、情報交換を拡充強化した。たとえば、権限のある当局が相手国に対する租税条約上の情報提供を拒絶する理由として、銀行秘密をもちだすことができないことが、各国間の二国間租税条約やマルチ税務行政共助条約に明記された。

次に、2008年に米国とスイスの間で発火したUBS事件⁸⁾をはじめ、度重

6) これらの問題領域については、増井良啓「信託と国際課税」日税研論集62号(2011)227頁で予告した。

7) 増井良啓「租税条約に基づく情報交換—オフショア銀行口座の課税情報を中心として」金融研究30巻4号(2011)253頁。

8) 石黒一憲『スイス銀行秘密と国際課税—国境でメルトダウンする人権保障』(信山社・2014)。

なるリークにより、オフショア法域を用いた国際的脱税が政治問題化した。各国の有力者や富裕な個人が名指しされ、スキャンダルとなった。従来は多分にテクニカルな問題とされてきたオフショア口座の透明性が、一般メディアの好んで取り上げるところとなり、G20 首脳会合などで重要議題とされた。この時期に顕在化した法律問題が「盗まれた情報」の証拠能力である⁹⁾。リヒテンシュタイン LGT (Lichtenstein Global Trust) の Kieber 文書ばかり、スイス HSBC の Falciani 文書ばかり。日本でも、パナマ文書を契機に注目を浴びている¹⁰⁾。

そして、銀行秘密に対する包囲網が強まる中で、2010 年の米国 FATCA を契機として¹¹⁾、流れは一挙に自動的情報交換 (AEOL Automatic Exchange of Information) へと傾いた。自動的情報交換は、非違事項の有無にかかわらず大量の定型情報を各国の課税当局間でやりとりするものであり、従来は特に密接な二国間関係でのみ可能とされていた。これに対し、2013 年には、自動的情報交換を可能にするための多国間枠組が G20 の支持を得て、「国際課税における金融口座情報の共有体制の確立」と評価される状況になった¹²⁾。

こうして、21 世紀初頭の世界では、租税条約に基づく情報交換の枠組が飛躍的に整備されつつある。個別的情報交換がピストルであるとするれば、自動的情報交換はマシンガンである。各国の課税当局は、自国の居住者が相手国の銀行口座に預ける資金について大量の定型情報を自動的に得る体制になった。このような体制の存在自体が、国際的脱税に対する牽制効果をもたらす。また、自動的情報交換によって得られた情報を端緒にして税務調査を開始し、個別的情報交換のルートを用いてより深度のある情報の提供を相手国課税当局に求めることも可能になる。

9) 増井良啓「租税手続法の国際的側面」『小早川光郎先生古稀記念・現代行政法の構造と展開』(有斐閣・2016) 1994 頁。

10) 淵圭吾「『パナマ文書』に基づく課税処分及び脱税犯の訴追の可能性」ジュリ 1496 号 (2016) 24 頁。

11) 田中良「租税執行における情報交換—FATCA を契機とした新たな構想」法時 86 巻 2 号 (2014) 20 頁。

12) 吉村政穂「国際課税における金融口座情報の共有体制の確立」金子宏 = 中里実 = J・マーク・ラムザイヤー編『租税法と市場』(有斐閣・2014) 532 頁。

2 実質的支配者

(1) 実質的支配者をつきとめる 情報交換の実効性について鍵となるのが、「実質的支配者」に関する情報の精度である。

たとえば、ある個人が幽霊会社の名義で口座を開いていたとする。その場合、課税当局にとってみると、口座名義によってつきとめられるのは、当該会社の段階までである。誰が背後でその会社を操っているか、支配者たる個人がわからない状態では、情報交換の価値は著しく低下してしまう。そこで、実質的支配者たる個人の段階までさかのぼって、「その財産が実質的には誰の支配に服しているか」を判定できるようにせよ、というわけである。

「実質的支配者」の認定は個別的情報交換と自動的情報交換のいずれについても問題になるところ、とりわけ自動的情報交換において実際的な問題となった。なぜなら、課税当局間で自動的情報交換を行うには、金融機関から課税当局に対する継続的な大量の情報提供が不可欠であり、そのため、実務的な事務負担は金融機関が負うことになるからである。国際的に統一された CRS の定型に合致するよう、金融機関はデュー・デリジェンスの手続をふむ必要がある。その際、口座名義人が個人であればまだしも本人確認が容易であるが、法人の場合には「実質的支配者」を確認してその居住地国を特定する必要がでてくる。

2015 年度税制改正による租税条約等実施特例法の改正は、まさにこの手続を日本の国内法上整備するものであった¹³⁾。これを受けて、国税庁は、2016 年 10 月に「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の概要」を公表し、実施のためのガイダンスを示した¹⁴⁾。この改正は 2017 年 1 月 1 日に施行された。新規届出書の提出にはじまり、所轄税務署長への報告事項の提供、既存取引に係る特定対象者の住所等所在地国の特定手続、といった順序で徐々に実施されていく。

(2) 用語に関する注釈 「実質的支配者」という用語は、もともとマネロン規制で用いられていた。これが、CRS の国内法化に際して、課税との関係でも法令用語として用いられるようになった。すなわち、「法人の事業

13) 大蔵財務協会編『平成 27 年版 改正税法のすべて』(2015) 624 頁。

14) <https://www.nta.go.jp/sonota/kokusai/crs/pdf/kouza.pdf> 参照、伴忠彦「非居住者金融口座に関する自動的情報交換 (CRS) の実施」租税研究 807 号 (2017) 58 頁。

経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるもの」をいい、具体的には「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯収法」という)の
手続により確認された者をいうこととされている(租税条約等実施特例法10条
の5第7項5号)。

「実質的支配者」はCRSの英語原文ではControlling Personsであり、会
社・財団・信託などの非個人主体(entity)に対して支配を行使する自然人と
定義され、その意義はFATF勧告と整合的なやり方でその意義を解釈する
こととされている¹⁵⁾。

これに対し、同様のことを、beneficial owner という場合もある。「実質的
所有者」と訳すことが多い。これは、OECDモデル租税条約の使用料条項
などで1977年以降用いられてきている受益者(beneficial owner)の要件¹⁶⁾と
同じ言葉である。出自が異なっているので、どの文脈でbeneficial ownerと
いう言葉を使っているかに注意が必要である。

なお、税の透明性という文脈での「実質的支配者」とは以上のような系譜
の用語であるため、本稿では、信託法上の受益者(beneficiary)の概念とも、
ひとまず区別して考えておく。実際、のちに3で紹介する見解は、委託者・
受託者・受益者のいずれであるかにかかわらず、支配力を有する者を「実質
的支配者」として登録せよとしている。

(3) 犯収法の確認手続 上記(2)でみたように、「実質的支配者」が誰で
あるかについて、日本の租税条約等実施特例法10条の5第7項5号は、こ
れを犯収法の確認手続にゆだねている(租税約特規16条の10)。

たとえば、資本多数決法人についていえば、議決権の25%超を有するか
否か、出資・融資・取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的
な影響力を有すると認められるか否か、という基準による(犯収法規11条2
項1号と2号)。ここで、議決権の25%を超えているかどうかは一義的に定ま
りそうであるが、「支配的な影響力」の認定にはやや複雑な判断が必要であ
る。コンプライアンス・コストがかさむことは否めない。もっとも、大口の
預金を受け入れる金融機関の立場からしても、後になって「問題のある人が

15) OECD, Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters
(2014) B, Section III, D. 6.

16) 増井良啓=宮崎裕子『国際租税法 [第3版]』(東京大学出版会・2015) 35頁。

実質的支配者だった」と判明するよりは、誰を相手にしているのかについて事前にわかっていたほうが望ましいだろう。

(4) 相互主義のための前提 日本金融機関がこれらの手続にのっとって各種の情報を日本の課税当局に報告すると、それが租税条約に基づいて各国課税当局との間で自動的情報交換のルートに乗ることになる。ここでの眼目は、外国の課税当局が自国居住者の国際的脱税——日本の金融口座に資金を隠匿すること——を捕捉することにある。

逆に、日本の課税当局が日本の居住者の国際的脱税を捕捉するためには、相手国において CRS に基づく報告が適切になされ、それが相手国課税当局から日本の課税当局に対して自動的に情報提供されてくる必要がある。相互主義により情報の流れが双方向になるためには、日本の金融機関だけが誠実に CRS に基づいて報告するだけでは足りない。相手国の金融機関が同様に相手国の課税当局に報告し、かつ、相手国課税当局から日本の課税当局にその情報が円滑に提供されなければならないのである。

これは大事業である。世界各国の社会経済状況には大きな格差があり、各国の租税行政能力にもかなりのばらつきがある。情報が双方向で共有される段階に到達するには、技術協力を含め、今後かなりの努力が必要であろう。

(5) 国際機関の連携と米国の独自路線 このような事情から、金融口座情報の各国課税当局間での共有には、国際協力が欠かせない。そのため、国際機関においては、「実質的支配者」の特定が重要課題とされている。

租税分野における中心的なアクターは、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム (Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes)」であり、2017年1月現在139ヶ国が参加している。2016年11月、グローバル・フォーラムは「実質的支配者」について次の3方面から検討を進めることとした¹⁷⁾。

・個別的情報交換のピア・レビューの次回ラウンドと、自動的情報交換のレビュー・プロセス策定において、これを重要事項とする。

17) Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes, Tbilisi, Georgia 2-4 November 2016, Statement of Outcomes, para. 2. <http://www.oecd.org/ctp/statement-of-outcomes-GF-plenary-2016.pdf>. これは優先事項とされている (para. 20)。なお、EUによるタックス・ヘイブンのブラックリスト作成につき、加藤浩「税務面で非協力的な国・地域に対するEUの施策」レファレンス791号(2016)1頁。

・マネロン対策を所管する金融活動作業部会 (FATF, Financial Action Task Force) をオブザーバーに招いて相互協力する。

・「実質的支配者」要件の効果的实施に関する設例を示して技術協力を
を行う。

ところがこの中で、国際協調に背を向けているのが、ほかならぬ米国である。米国が情報交換における多国間協調を揺るがす例は、トランプ政権誕生以前から指摘されてきた。米国がブラックホール化しているというのである¹⁸⁾。すなわち、一方で、国内法たる FATCA および各国との政府間合意 (IGA, Inter-Governmental Agreement) により、外国金融機関または外国当局から「米国当局へ」の情報提供を求める体制ができた。他方で、米国は多国間共助条約に基づく CRS の実施に加わろうとしない。そのため、米国当局から「外国当局へ」の情報提供が不十分であり、情報の流れが一方通行である。しかも、デラウェア州法をはじめとして、州レベルのゆるい規制に対して、連邦法が情報提供を求めることを怠っている。

3 信託をめぐる動き

(1) パナマ文書の衝撃　パナマ文書は、パナマの法律事務所 Mossack Fonseca が世界各国の顧客の依頼を受けて、オフショア法域に資金をおく手助けをしていたことを暴露した。オフショア法域で資金を運用するという行為自体には、特に非難されるべき点は本来存在しないはずである。資本移動が自由化する中で、最適な立地を求めて資金を配置しているにすぎないからである。ただしやっかいなのが、そのようなグローバル運用が可能なのは実際には一握りの富裕層に限られ、資産をもたない多数の貧者が取り残されてしまう、という格差である。このことが、《オフショア法域の利用自体が不公正である》という感覚を多くの人々に抱かせ、政治問題化する火種になる。

加えて、パナマ文書を契機にして多くの書物が描き出したのは、オフショア法域利用にまつわるどす黒い暗部であった¹⁹⁾。代表的なものとして、南ド

18) Diane Ring, *When International Tax Agreements Fail at Home: A U.S. Example*, 41 BROOKLIN JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW 1183 (2016); Mindy Herzfeld, *Will Information Exchange Lead to Information Misuse?*, TAX NOTES INTERNATIONAL, Nov. 7, 2016, p. 537.

19) 参照、本庄資「パナマ文書リークスに関して考えるべき問題」租税研究 801号 (2016) 485頁。

イツ新聞の2名の記者は、パナマ文書のリークに至る過程を克明に記す書物を公表した²⁰⁾。まさに、事実は小説よりも奇なり、というべき記録である。問題とされたのは、表に出せるような「きれいな」行為ではない。国際的脱税だけでなく、政治腐敗やマネロン、テロ資金などが同時にからんでくる。そしてそれらの違法行為が、オフショア法域の透明性の欠如によって防護されてきた、という構図が描かれたのである。

パナマ文書で名指しされることの意味を考えてみよう。実名をあげられた個人や会社は、Mossack Fonseca に依頼してオフショア法域に資金を置いていたという事実が、広く世間に知られるところとなった。それだけのことにすぎない、という醒めた見方もありえよう。実証研究の中には、かつてのLuxLeakについて、リークされたことで株価が上昇したという結果を報ずるものすらある²¹⁾。だが、名指しされること自体が評判を害し、アイスランドのグンロイグソン首相のように辞任に至る例も生じた。ひいては課税当局や捜査当局による事実解明の端緒となり、場合によっては法的責任の追及につながる可能性もでてくる。

(2) 専門家や仲介者の責任 こうなってくると、専門家や仲介者も、責任追及から無縁であるというわけにはいかない。Mossack Fonseca はパナマ文書の公開に際して声明を發し²²⁾、「私たちは法令に従って会社等の設立の手助けをしていただけであり、その会社等を用いて顧客がいかなる活動をしていたかは関知するところではない」という趣旨の弁明を行った。この自己弁護が批判の風圧を和らげることがなかったことは、その後ほどなくしてパナマ政府が自動的情報交換の多国間枠組に参加せざるを得なかったことから明らかであろう。

批判の矛先は、たんにパナマの一法律事務所に向けられただけにはとどまらない。より広く英米の専門家が、資産管理 (wealth management) の enab-

20) BASTIAN OBERMAYER & FREDERIK OBERMAIER, THE PANAMA PAPERS (OneWorld 2016) (姫田多佳子訳『パナマ文書』(KADOKAWA・2016))。

21) 2016年11月28日のSydney WIP ConferenceにおけるTim Stolper, *Bank Secrecy on the Front Page: An Event Study Evaluating the Fight against Tax Havens*による。さらに参照、Kai A. Konrad & Tim B. M. Stolper, *Coordination and the Fight Against Tax Havens*, CEPR DISCUSSION PAPER No. DP10519 (2015)。また、2016年11月9日の東京大学法学部連続講義「タックスヘイブンの多角的検討」において、吉村政穂「税務戦略に対する市場の評価」が実証研究の文献サーベイを行った。

22) http://mossfonmedia.com/wp-content/uploads/2016/05/complete_statement.pdf.

lers となって、オフショア法域で会社や信託、財団などを組成し、顧客財産の秘匿化を図っている、と指摘された²³⁾。社会学者によるケース・スタディーも公表され²⁴⁾、そこで大きな存在感を示すのが、ロンドンに本拠のある STEP (Society of Trust and Estate Planners)²⁵⁾である。これまで専門家集団の日常業務として営まれてきたことに、好奇と疑惑の眼が向けられるようになったのである。

こうして、専門家や仲介者の責任を問う声が高まった。2016年12月のある記事は、FATFが米国政府の努力のうち5項目につき最低ランクを付けた理由として、米国法曹がマネロン規制やテロ資金対策に協力しないことをあげている²⁶⁾。法的責任だけでなく、専門家としての倫理に訴えかける論調には、多国籍企業のアグレッシブ・タックス・プランニング (ATP) に関する企業の社会的責任 (CSR, Corporate Social Responsibility) の議論動向²⁷⁾と似ている面もある。

議論はさらに展開する。以下にみるように、透明性の確保のために、「実質的支配者」情報を登録してアクセス可能にするための制度的手当の必要性が主張されるようになった。そしてここでは、信託の扱いがひとつの論点とされている。

(3) Tax Justice Network の報告書 Tax Justice Network は、Oxfam や Citizens for Tax Justice などとならんで著名な NGO である。かねてより税の透明性を強化するための運動を行っている。

2016年前半、Tax Justice Network は、その活動の一環として、既存のマネロン対策ルールにおける「実質的支配者」要件の抜け穴 (loopholes) を指摘した。具体的には、2012年 FATF の「40の勧告²⁸⁾」と、2015年 EU の

23) Lee Sheppard, *Privacy, Privilege, and the Panama Papers*, TAX NOTES INTERNATIONAL, Nov. 14, 2016, p. 633.

24) BROOKE HARRINGTON, *CAPITAL WITHOUT BORDERS: WEALTH MANAGERS AND THE ONE PERCENT* (Harvard University Press 2016).

25) <http://www.step.org/>によると、95ヶ国に法律家・会計士・信託遺産専門家など2万人の会員がいる。

26) Susan Beck, *Are US Lawyers a Weak Link in the Fight against Money Laundering?*, THE AMERICAN LAWYER, December 22, 2016.

27) 中里実「アグレッシブな租税回避と会社法」法学新報 123 卷 11 = 12 号 (2017) 221 頁。さらに参照、川田剛「義務的開示及び自発的開示と専門家責任について—パナマ文書公表を契機として」租税研究 805 号 (2016) 139 頁。

28) 金融庁のサイトに日本語版がある。<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/f-20040916-2/siryou/>

第4次マネロン指令²⁹⁾の問題点として次の点を指摘した。

すなわち、まず、2016年5月のペーパーが、会社の「実質的支配者 (beneficial ownership)」について、25%超という基準が甘すぎるので数字を引き下げよ、といった意見を述べた³⁰⁾。

続いて、2016年6月のペーパーが、信託の「実質的支配者 (beneficial ownership)」について報告対象の拡大を提案した³¹⁾。このペーパーが主に批判の対象とするのは、EUの第4次マネロン指令である。第4次マネロン指令がすべての信託をカバーしていないのは、英国の反対によるものであったという³²⁾。同ペーパーは、信託が民事・商事の有用な目的のために利用されていることを記したのち、「信託ストラクチャーとそれらに付着する秘密は(適切な登録が欠如している場合に) 租税回避・脱税・マネロン・賄賂秘匿・債権者詐害を含む他の目的のために濫用されうる」という認識を示す³³⁾。この認識に基づき、同ペーパーは、CRSのコメンタリーにならぬ、受託者だけでなく、信託に対して実質的支配を及ぼすすべての関係者を特定すべきであると主張する³⁴⁾。そして、自国と連結点を有する限り、自国法に基づく信託だけでなく、外国法に基づく信託についても、「実質的支配者」の登録を義務づけるべきであるとする³⁵⁾。さらに、未成年者や制限行為能力者に関する情報を除き、「実質的支配者」情報に対して一般公衆がアクセス可能にすべきであると論ずる³⁶⁾。

同ペーパーは、付録において、グローバル・フォーラムによるピア・レビューの結果に依拠して、102ヶ国の信託登録要件の調査結果を一覧表にしている。日本法については、信託設定のためには登録要件がなく、課税目的で

654-670.pdf

29) AML Directive, 2015/849/EU. <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32015L0849>

30) Andres Knobel & Markus Meinzer, *Drilling down to real owners-Part 1*, May 18, 2016. https://www.taxjustice.net/wp-content/uploads/2013/04/TJN2016_BO-EUAMLD-FATF-Part1.pdf

31) Andres Knobel & Markus Meinzer, *Drilling down to real owners-Part 2*, June 28, 2016. https://www.taxjustice.net/wp-content/uploads/2016/06/TJN2016_BO-EUAMLD-FATF-Part2-Trusts.pdf

32) *Ibid.* at 4.

33) *Ibid.* at 6.

34) *Ibid.* at 11.

35) *Ibid.* at 12.

36) *Ibid.* at 12.

情報提供が必要とされる旨を指摘する³⁷⁾。同指摘が依拠しているのは2011年の日本に対するピア・レビューの結果であり、具体的には所得税法227条の定める信託の計算書のことである。

(4) 日本法における信託の計算書 所得税法227条は、信託の受託者に対し、その信託の計算書を税務署長に提出することを義務づけている。これを受けて、所得税法施行規則96条は、受益者別に、おおむね次に掲げる事項を記載した計算書を所轄税務署長に提出しなければならないと定める。

- ・委託者および受益者等の氏名または名称、住所もしくは居所または本店もしくは主たる事務所の所在地および個人番号または法人番号

- ・その信託の期間および目的

- ・その信託に係る資産および負債の内訳ならびに資産および負債の額

- ・その信託に係る資産の異動ならびに信託財産に帰せられる収益および費用の額

- ・受益者等に交付した信託の利益の内容、受益者等の異動および受託者の受けるべき報酬等に関する事項

- ・委託者または受益者等が国税通則法117条2項(納税管理人)の規定により届け出た納税管理人が明らかな場合には、その氏名および住所または居所

- ・その他参考となるべき事項

ここでは、委託者や受益者が法人である場合には、その法人の名称や本店レベルの情報で足りるとされている。別表第7(1)をみても、当該法人を実質的に支配する個人にまでさかのぼって情報提供することは求められていない。

(5) フランスの外国信託に関する立法 NGOによる上記批判に先んじて、フランス政府は外国信託に関する立法措置を講じていた。この立法に対して批判的なある論文は、次の事情を記している³⁸⁾。

- ・2011年で富裕税と相続税につき、トラストの扱いを定め、情報申告を義務づけた。

37) *Ibid.* at 35, note 76.

38) Agnès de l'Estoile Campi & Adea Meidani, *French Tax Treatment of Foreign Trusts and the Related New Public Register*, *EUROPEAN TAXATION*, September 2016, 404.

・2013年法の下で2016年5月10日デクレを設け、信託の公開登記を創設した。

あるインターネット情報によると、この登記は2016年7月5日からオンラインでアクセス可能になったという³⁹⁾。ところが2016年10月21日に、憲法院が違憲判断を下した⁴⁰⁾。私生活の尊重との関係で比例原則に反するというのである⁴¹⁾。その後、一般租税法典1649 AB条が2016年12月1日付けで修正され、アクセス可能な者の範囲は限定されている。

本稿の冒頭に示したように、2016年12月20日に欧州理事会がマネロン指令の修正案を公表した。一般公開ではなく、正当な利害関係 (legitimate interest) を有する者にアクセスを認める方針である。これは、フランス国内の動きと呼応している。

(6) NZ の foreign trust disclosure rules ニュージーランド政府は、パナマ文書の公開に迅速に対応した。パナマ文書でNZの信託が利用されている事実が暴露された。批判の高まりに対応し、国としての評判を保つために、既存ルールの総点検を行ったのである。

パナマ文書のリークがロンドン時間で2016年4月3日夜であったところ、早くも4月9日に調査委員会が組織された。委員長はPWC New Zealandの元会長である。調査委員会は、官民からのインプットを経て、2016年6月27日に報告書を公表した⁴²⁾。同報告書は外国信託に関して包括的な調査の結果、結論として情報開示義務の拡充を提言した。

これを受けて、2016年7月13日に、政府は同報告書の提言を採用することとした⁴³⁾。主要点は以下である。

・外国信託に課税当局への登録を義務づける。登録においては、委託者と受託者が関係租税法令・マネロン規制・CRSの要件の遵守に合意したことを示す必要がある。

39) Frederic Mege, *The French Trust Registry is Now Online*, <https://gowlingwlg.com/en/global/insights-resources/the-french-trust-registry-is-now-online>.

40) Décision n° 2016-591 QPC du 21 octobre 2016.

41) なお、国別報告書の一般公開に関する憲法院の違憲判断も、比例原則違反を理由としている。Décision n° 2016-741 DC du 8 décembre 2016. これについては、浅妻章如教授のウェブサイト (<http://www.rikkyo.ne.jp/web/asatsuma/blogdatta.html#20161213>).

42) New Zealand Government, *Government Inquiry into Foreign Trust Disclosure Rules*, June 2016.

43) <http://www.treasury.govt.nz/publications/reviews-consultation/foreign-trust-disclosure-rules>.

・登録した外国信託に対し、開示義務を強化する。信託のすべての当事者につき、氏名、電子メールのアドレス、外国の住所、租税上の居住地国、納税者番号を開示する。

・外国信託は毎年情報申告を行い、登録情報の変更や、信託の年次財務諸表、すべての出資・分配額、委託者または受益者に関する詳細（氏名・外国の住所・租税上の居住地国・納税者番号）を開示する。

NZのこの立法プロセスは、次の点で、合理的な対応であるように思われる。

- ・調査委員会による専門的な知見を基礎にしている。
- ・コンサルテーションの過程がインターネット上で容易に追跡できる。
- ・信託の不正利用に対する種々の批判のうち、あたらないものを退け、あたるものにつき立法的に対処する方針を具体的に打ち出している。
- ・調査委員会の提言を政府が尊重して迅速に立法化している⁴⁴⁾。

カナダの論者も、NZ政府と同様の対応を講ずるよう、カナダ政府に求めている⁴⁵⁾。

III 今後の展望

1 今後の方向

この分野の法形成は今後どのような方向に向かうのだろうか。政治状況に応じて急速に変化する領域であり、今後の展望は必ずしも容易ではない。

これまでの議論の流れを延長していくと、次の展望を思い描くことができるかもしれない。すなわち、自動的情報交換をつなぎあわせると、世界規模の金融資産台帳の構想に至る。そしてそのことは、一般公開を求める声と結びつきやすい。

このような展望を先取りしているかに見えるのが、著名なエコノミストの説である。すでにピケティ教授の『21世紀の資本』は、金融透明性と情報

44) 課税当局も新ルールのガイダンスを示した。<http://taxpolicy.ird.govt.nz/publications/2016-commentary-bteirm/foreign-trust-disclosure-rules>

45) DAVID S. KERZNER & DAVID W. CHODIKOFF, INTERNATIONAL TAX EVASION IN THE GLOBAL INFORMATION AGE (Palgrave Macmillan 2016) 401.

共有の問題が彼の理想とする資本税と密接に関連すると述べていた⁴⁶⁾。これを一歩進めるのが、ズックマン教授の「金融資産台帳」の構想である⁴⁷⁾。金融資産について、その実質的支配者の身元を記載した台帳を世界規模で作成するというのである。同様に、ステイグリッツ教授らも、パナマ政府の求めに応じて組織した（その後辞任した）独立専門家委員会の文書において、公開の金融資産台帳の設置を求めている⁴⁸⁾。

このうち、ズックマン教授の構想については、米国の学生による書評が、次の法技術的ハードルを指摘して、今後の検討が必要な点が多いと指摘している⁴⁹⁾。

- ・「実質的支配者」の要件が各国の国内法で定義されるのであれば、情報の国際的共有にあたり食い違いが生ずる。
- ・信託や持株会社を何層にも重ねる場合のような複雑な所有の形態の場合に「実質的支配者」をどう判定するか。
- ・ハイブリッド事業体やハイブリッド証券にどう対応するか。

これらの法技術的ハードルは、まさに CRS に基づく自動的情報交換の実施に際して問題となってくることである。その意味でも、CRS が意味するものは、存外大きいというべきであろう⁵⁰⁾。

2 研究課題

本稿は、租税法の観点から、「グローバルな税の透明性」をめぐる最近の議論の流れを追跡した。視野を広げると、「実質的支配者」情報の登録と公開に関する問題の検討は、固定資産課税台帳や不動産登記、商業登記といった各種の登録制度に理論的な光を当てる契機にもなりうる。ある研究は、財産所有者に対して登録制度が果たす役割を検討し、完全な登録が社会的に望ましくない場合があることや、対象財産の特徴を変更することが困難な場合

46) トマ・ピケティ（山形浩生 = 守岡桜 = 森本正史訳）『21世紀の資本』（みすず書房・2014）541頁。

47) ガブリエル・ズックマン（林昌宏訳・渡辺智之解説）『失われた国家の富—タックス・ヘイブンの経済学』（NTT出版・2015）。

48) Joseph E. Stiglitz & Mark Pieth, *Overcoming the Shadow Economy* (Nov. 2016) <http://library.fes.de/pdf-files/iez/12922.pdf>.

49) Conor Clarke, *Book Reviews: What Are Tax Havens and Why Are They Bad?*, 95 TEXAS LAW REVIEW 59 (2016) at 75-79.

50) 増井・前掲注4) 223頁。

に登録制度が社会的に望ましいことを論じている⁵¹⁾。基本権⁵²⁾や個人情報⁵³⁾との関係を含め、残された課題は大きい⁵⁴⁾⁵⁵⁾。

51) Abraham Bell & Gideon Parchmovsky, *Of Property and Information*, 116 COLUMBIA LAW REVIEW 237 (2016).

52) 増井良啓「課税情報の交換と欧州人権条約」法学新報 123 卷 11 = 12 号 (2017) 333 頁。

53) 吉田克己「不動産登記と個人情報・プライバシー」ジュリ 1502 号 (2017) 40 頁。

54) 中谷和弘「国際法から見たタックス・ヘイブン」論究ジュリ 19 号 (2016) 30 頁、36 頁は、税の透明性の確保につき非協力的国家に対する防御的措置が租税以外の分野のものを含むことになるかという問いをたて、国際法上は一般には不遵守国に対する措置は当該分野の措置に限定されないとする。

55) 本研究は、JPPS 科研費 16K03281 の助成を受けた。なお、校正時に矢内一好「オフショア信託課税の論点整理」租税研究 813 号 (2017) 325 頁、今村宏嗣「実質的支配者情報の透明性向上に関する最近の動向について」租税研究 815 号 (2017) 211 頁に接した。

【編者】

能見善久 学習院大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授
樋口範雄 武蔵野大学法学部特任教授・東京大学名誉教授
神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授

信託法制の新時代—信託の現代的展開と将来展望

2017 (平成29) 年11月15日 初版1刷発行

編者 能見善久・樋口範雄・神田秀樹

発行者 鯉 淵 友 南


発行所 株式会社 弘文堂 101-0062 東京都千代田区神田駿河台1の7
TEL 03(3294)4801 振替 00120-6-53909
<http://www.koubundou.co.jp>

装丁 笠井亜子

印刷 三陽社

製本 牧製本印刷

© 2017 Yoshihisa Nomi, Norio Higuchi & Hideki Kanda. Printed in Japan

 (社)出版者著作権管理機構 委託出版物

本書の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構 (電話 03-3513-6969、FAX 03-3513-6979、e-mail: info@jcopy.or.jp) の許諾を得てください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

ISBN 978-4-335-35716-9
